

3 在宅療養等支援用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 (3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
ネブライザー(吸入器)	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(学齢児以上) (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(学齢児以上) (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400
ネブライザー付きたん吸引器	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者(学齢児以上) (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	72,000
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者(18歳以上)	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (学齢児以上)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,000
視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚障害2級以上の障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (学齢児以上)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,700

視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の障害者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (18歳以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年	18,000
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5 年	157,500

備考 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。